

美方ケーブルネットワーク株式会社  
有線テレビジョン放送施設光サービス加入契約約款

美方ケーブルネットワーク株式会社（以下「MMネット」という。）とMMネットが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとする。

（MMネットの提供するサービス）

第1条 MMネットは、加入者に対し次に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を提供する。

（1）MMネットが受信可能なテレビジョン放送及び FM ラジオ放送の再放送サービス並びに自主放送サービス

（2）美方地区農村情報化施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づくサービス

（3）上記業務に付帯するサービス

（契約の区分）

第2条 契約は、一般世帯と事業所寮、法人等に区分しそれぞれに契約を締結するものとする。

（1）一般世帯契約は、独立して同一の住居及び生計を共にする者の集まり、又は単身者ごとに行う。

（2）事業所寮とは、企業や団体等が建設、あるいは借り上げた集合住宅等における個人利用をいう。契約および利用料等の支払はその企業や住民自治会などが一括で行うものとする。

（3）法人等とは、企業、公共施設、店舗等、一般世帯および事業所寮以外のものをいう。

（契約）

第3条 契約は、加入者があらかじめ契約約款を了承して加入申込書を提出し、MMネットがこれを承諾したときに成立するものとする。

2 一般世帯の加入申込者は、その世帯の世帯主とする。なお、世帯主が未成年者で、かつ、同じ世帯に成年者がいない場合は、加入申込みの際に保証人を立てるものとする。この場合、保証人は、加入者と連帯して加入契約に基づく一切の債務を負担する義務を負うものとし、保証人が欠けたとき、又は保証人に無資力等不適当な事由があるとMMネットが認めるときは、加入者は、直ちに他の保証人を立てるものとする。

3 事業所寮及び法人等の加入申込者は、その事業所等の代表者とする。

（負担金）

第4条 加入者は契約成立後、条例の範囲内でMMネットに別表に定める負担金を支払うものとする。2 加入者が第16条の規定に基づき解約した場合は、負担金を返還しないものとする。但し、加入者が解約した日から1年以内再加入する場合は、負担金を免除する。

（利用料）

第5条 加入者は、サービスの提供を受ける日の属する月の支払日から、条例の範囲内でMMネットに別表に定める利用料を支払うものとする。

2 利用料の支払日は27日とする。ただし、この日が休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日）にあたる場合は、その翌日とする。

3 利用料は、毎月翌月の1か月分を支払日に支払わなければならない。

4 加入者は、サービスの提供を受ける日の属する月に第16条に規定する解約を行った場合、1か月分の利用料を支払わなければならない。

5 利用料は、原則としてMMネットが指定する金融機関への口座振替により支払う。

6 第1項の規定にかかわらずMMネットの責に帰さない場合を除き、加入者が有料で受けるサービスが月のうち継続して10日以上に渡って提供されなかった場合は、MMネットが当該月分の利用料を返還しなければならない。

7 MMネットは、経済環境の変動により第1項の利用料を改定する場合、第20条に定めた規定の手続きを経たうえで改定することができる。この場合、MMネットは利用料を改定する月の1か月前までに加入者に通知しなければならない。

加入者は、改定のあった月から改定後の利用料を支払うものとする。ただし、第5条の規定により前納した場合における改定後の差額利用料については支払いを要しないものとする。

8 MMネットは、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとする。

（使用料）

第6条 加入者は、条例の範囲内でMMネットに別表に定めるデジタルセットトップボックス（STB）使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。

2 前条の規定は、使用料について準用する。（延滞金）

第7条 加入者は、利用料及び使用料を支払期日までに支払わなかった場合は、当該支払期日の翌日から支払いのあった日までの期間の日数に応じ、当該額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する額を延滞金として加算して支払うものとする。

（施設及び費用等）

第8条 サービスの提供に必要な施設の工事及び保守並びに第13条に規定する移転に伴う工事は、MMネットが行うものとする。

2 放送管理局舎からV-ONUまたはVD-ONU（以下「ONU」という）までの施設（以下「MMネットの施設」という。）についてはMMネットが整備を行い、これに要する費用の負担は、別表のとおりとする。

（設置場所の無償使用）

第9条 MMネットは、当該加入者の施設を設置するため加入者が所有、又は占有する敷地、家屋及び構築物を無償で使用できるものとする。

2 加入者は、契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する一切の責任を負うものとする。

（施設の故障等に伴う責任負担）

第 10 条 MMネットはサービスの提供に異常が生じた場合はこれを調査し、必要な処置を講じるものとする。ただし、加入者のテレビ・ビデオ・ラジオ等や宅内配線（以下「加入者施設」という。）に起因する場合はこの限りではない。

2 加入者は、落雷等の影響により加入者施設に異常が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとする。

3 加入者は、故意又は過失によってMMネットの施設又はMMネットの貸与するデジタルセットトップボックス（STB）を破損、滅失等をさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとする。

（サービスの一時中断及び内容の変更）

第 11 条 MMネットは、MMネットの施設の維持管理の必要上又は天災地変等による、サービスの一時中断又はサービス内容の変更を行うことができる。この場合、事前に参加者にその旨を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

（免責事項）

第 12 条 MMネットは、前条の規定によるサービスの一時中断若しくは内容の変更又はその他MMネットの責に帰さない事由により、加入者が損害を受けた場合は、加入者に対しその損害を賠償しないものとする。

（ONUの移設の届出等）

第 13 条 加入者が転居又は同一敷地内でONUの設置場所を移設する場合は、その日の10日前までにMMネットに届け出なければならない。

2 前項の規定による移設に要する費用は、加入者の負担とする。

（加入申込書記載事項の変更）

第 14 条 加入者は、その氏名（法人にあっては名称）、銀行口座等を変更しようとする場合は、速やかに加入申込書の記載事項の変更をMMネットに届け出なければならない。

（遵守事項）

第 15 条 加入者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）MMネットに無断でONU（引き込み線を含む）の改変又は増設をしないこと。

（2）デジタルセットトップボックス（STB）を分解又は改造しないこと。

（3）法令に反してMMネットの提供するサービス内容をテープ等に記録し、これを第三者に提供しないこと。

2 前項第1号及び第2号の規定に違反した場合は、MMネットは加入者の費用負担により当該修復工事を行うものとする。

（解約）

第 16 条 加入者が解約しようとする場合は、その希望する日の10日前までに、解約届出書をMMネットに提出するものとする。

2 MMネットは、加入者が解約した場合、加入者が支払った利用料及び使用料を返還しないものとする。ただし、第5条第5項の規定により前納した利用料及び使用料は、解約した日の属する月までの利用料及び使用料を差し引いた額を返還するものとする。

3 MMネットは、当該加入者に貸与したデジタルセットトップボックス（STB）を撤収するものとする。

4 解約した後においても、解約前に生じた加入者の補償責任及び負うべき義務は失効しないものとする。

5 カブクロージャからONUまでの引込線の撤去は、MMネットが行い、加入者はその工事費を負担するものとする。

（加入者の契約違反によるサービスの停止及び解約）

第 17 条 MMネットは、加入者がこの契約に違反する行為が認められる場合は、当該加入者にその旨を通告し、サービスの停止又は解約することができる。

（NHKとの受信契約及び受信料）

第 18 条 加入者は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の行うテレビジョン放送の受信については、NHKとの放送受信契約の締結を必要とし、当該放送受信契約により支払う受信料については、この約款に基づく利用料に含まれないものとする。

（WOWOWとの受信契約及び受信料）

第 19 条 加入者は、株式会社WOWOW（以下「WOWOW」という。）の行うテレビジョン放送の受信については、WOWOWとの放送受信契約の締結を必要とし、当該放送受信契約により支払う受信料については、この約款に基づく利用料に含まれないものとする。

（約款の改正）

第 20 条 MMネットは、この約款を総務大臣に届け出たうえで改正できる。この場合において、MMネットから加入者に改正事項を通知したときは、加入者は当該改正事項を承認したものとする。

（B-CASカード・ACASチップについての取扱いについて）

第 21 条 BSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用承諾契約約款」に定めるところによる。

2 デジタルセットトップボックス（STB）に内蔵されている4K及び8K衛星放送用のICチップ（以下「ACASチップ」といいます。）ACASチップは当社が所有するものとする。

（C-CASカードの取扱いについて）

第 22 条 デラックス放送サービスの契約者に、C-CASカードをデジタルセットトップボックス（STB）1台に1枚を貸与する。

C-CASカードの所有権は、MMネットに帰属するものとし、加入者は、第 16 条（解約）及び第 17 条（加入者の契約違反によるサービスの停止及び解約）の規定により解約又はMMネットが行なう契約の解除を行なうまで、デジタルセットトップボックス（STB）に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければならない。

2 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したとMMネットが認定した場合及び、MMネットの判断による場合は、MMネットは、C-CASカードを交換することがある。3 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ない。

4 加入者は、次の各号を行なうことは出来ない。

- (1) C-C A Sカードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。
- (2) C-C A Sカードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。

(C-C A Sカードの紛失等)

第 23 条 加入者は、C-C A Sカードを紛失し又は盗難にあった場合は、MMネットにその旨を速やかに届出なければならない。

2 MMネットは、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-C A Sカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前の料金は契約者の負担となります。

3 MMネットは、C-C A Sカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。この場合、加入者は、別に定めるC-C A Sカード再発行手数料を支払わなければなりません。

(C-C A Sカードの返却)

第 24 条 加入者は、第 16 条（解約）及び第 17 条（加入者の契約違反による業務停止及び解約）の規定により解約又はMMネットが行なう契約の解除を行なう場合は、MMネットに対しC-C A Sカードを直ちに返却しなければなりません。

(個人情報の取り扱い)

第 25 条 MMネットは、サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。

2 MMネットは、収集し知り得た加入者に係る氏名、住所、電話番号等、及びその他加入者個人情報を次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 施行、加入者管理、課金計算、利用料請求、障害復旧等に利用する場合
- (2) サービス向上を目的に利用する場合

3 前項の利用目的に必要な範囲で加入者個人情報を業務委託先に提供する場合があります。4 次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に加入者個人情報を提供しないものとします。

- (1) 加入者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に加入者個人情報を開示する場合
- (2) 本人の同意がある場合

(定めなき事項)

第 26 条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、MMネット及び加入者は、この約款の主旨に従い誠意をもって協議の上解決するものとする。

(約款の改正)

付 則 MMネットは、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができる。

- (2) この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

〒919-1123 福井県三方郡美浜町久々子 3 1 - 2 - 1

美方ケーブルネットワーク株式会社

(TEL) 0770-32-3400・(FAX) 0770-32-3402

別表(1)

加入契約及び施設等に係る費用等

項目	一般世帯	事業所寮	法人等
負担金	30,000円	30,000円	30,000円
伝送路工事費	無料	実費	実費
引込み工事費	51,480円	実費	実費

- 1.伝送路工事費とは、放送管理局舎からカブラクロージャまでの工事費をいう。
- 2.引込み工事費とは、カブラクロージャからONUまでの工事費をいう。
- 3.一般世帯契約は、独立して同一の住居及び生計を共にする者の集まり、又は単身者ごとに行う。
- 4.法人等とは、企業、公共施設、店舗等、一般世帯および事業所寮以外のものをいう。

月額利用料（一般世帯、事業所寮）

プラン	2Kプラン	4Kプラン
ファミリー (地上波プラン)	1,650円 (STBの取付なし)	
ライト (BSプラン)	STB 1台目：1,980円 STB 2台目～：550円	4K STB 1台目：2,750円 4K STB 2台目～：880円
ベーシック (CSプラン)	STB 1台目：2,530円 STB 2台目～：550円	4K STB 1台目：3,850円 4K STB 2台目～：1,210円
外付けハードディスク レンタル		1台につき550円

- 1.録画タイプのSTBのレンタルは、2KSTB1台あたりプラス770円、4KSTB1台あたりプラス1,100円になります。
- 2.買取STBの方は、ベーシックのみ2KSTB1台あたり330円割引、4KSTB1台あたり550円割引となります。※MMネットまたはRCNで購入された機器に限ります。
- 3.NHK受信料は上記金額に含まれておりませんので別途契約が必要となります。
- 4.次の場合には集合契約とし、契約及び利用料等の支払はその企業や住民自治会などが一括で行うものとする。ただしライト・ベーシックの契約についてはファミリー料金との差額を個別契約とする。
  - (1) 企業や団体等が建設、あるいは借り上げた集合住宅等（アパート、社宅、寮など）における個人利用。
  - (2) 一部区画を借り受けて営業する事務所や店舗等（テナントなど）における法人利用。
  - (3) 設備の状況が上記と同様とみなす場合。
- 5.MMネットが訪問集金を行う場合の利用料の額は、上記の利用料に5%を加算した額とする。

有料番組（デジタルセットトップボックス（STB）1台当たり月額利用料）

項目	一般世帯・事業所寮	法人等
スーパー	990 円	
WOWOW プライム ライク シネマ	2,530 円	
スターチャンネル	1,980 円	
衛星劇場	2,200 円	
フジテレビ NEXT	1,980 円	
フジテレビ ONE・TWO・NEXT セット	2,310 円	
東映チャンネル	1,650 円	
V☆パラダイス	770 円	
Mnet	2,200 円	
アニメシアターX	2,180 円	
SPEED チャンネル	990 円	
グリーンチャンネル 1 2	1,100 円	

法人等の月額利用料

プラン	2K プラン	4K プラン
ファミリー（地上波プラン）	1,980 円※STB なし	
ライト（BSプラン）	STB 1 台目： 2,310 円 STB 2 台目～： 550 円	4K STB 1 台目： 3,080 円 4K STB 2 台目～： 1,430 円

2.法人等のお客様はベーシックの加入ができません。

3. NHK 受信料は上記金額に含まれておりませんので別途契約が必要となります。

その他工事費等

項目	一般世帯	事業所寮	法人等
VD-ONU（引込線含む）の移設工事費	実費	実費	実費
その他工事費	実費	実費	実費
点検・補修費	実費	実費	実費

※月々の利用料及び使用料・工事費には消費税込みになります。

〒919-1123 福井県三方郡美浜町久々子 3 1 - 2 - 1

美方ケーブルネットワーク株式会社

(TEL) 0770-32-3400・(FAX) 0770-32-3402